

## 関係府省提出資料

| 通番 | ヒアリング事項   | 府省  | ページ |
|----|---|---|-----|
| 23 | 既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等                     | 総務省<br>文部科学省<br>厚生労働省<br>農林水産省<br>経済産業省<br>国土交通省<br>環境省 | 1   |
| 16 | 特定地域づくり事業協同組合制度における労働者派遣先の拡大・拡充                   | 厚生労働省<br>総務省  | 4   |
| 2  | 公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること | デジタル庁   | 10  |
| 38 | 獣医師法に基づく届出をオンライン化すること                             | 農林水産省   | 13  |
| 14 | 中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し                 | 文部科学省   | 21  |
| 35 | 学校給食費以外の学校徴収金を歳入歳出外現金として扱えるようにすること                | 文部科学省   | 25  |
| 5  | 住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入         | 総務省   | 37  |

# 提案募集検討専門部会 説明資料(2R)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを  
可能とすること等について

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省

令和5年9月

# 既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等について

## 提案団体が求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

## 第1次回答(抄)

○離島振興法は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的(離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等)を達成するため、公共事業の補助率の高上げ、交付金等の交付など、**離島の振興のための特別の措置**を規定している。

離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針に基づき、離島振興対策実施地域について定めるとされている。離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるため、以下を踏まえて作成されるべきである。

- ・ 国が定める離島振興基本方針に適合していること
- ・ 離島振興対策実施地域ごとに置かれている地理的・自然的特性が異なることを踏まえ、地域ごとの課題に即して立案されること

既存計画の記載事項が重複していたとしても、離島振興計画としてふさわしいものは、改めて検討される必要がある。

**単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。**

○法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、

- ・ 主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること(法第4条第1項)
  - ・ 作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること(法第4条第5項)
  - ・ 市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること(法第4条第8項)
- とされている。

作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、策定する都道府県に委ねられており(法令で定めるプロセスは住民意見の反映等、限定的である)、**作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。**

## 第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効果的かつ効率的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針(計画)づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

# 既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等について

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

## 第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス( )に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられている。

( ) 離島振興法に定める離島振興計画の作成プロセス  
主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること  
作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること  
市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること

作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。

都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・ 当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・ 既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

令和5年地方分権提案 特定地域づくり事業協同組合制度における派遣可能な業務の拡大(重点事項番号16)への対応(案)について

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

**1. 提案内容**

- 労働者派遣法第4条により、建設業や林業(建設業務を含む地ごしらえ、植栽)等への派遣事業は禁止されており、特定地域づくり事業協同組合制度において、冬期(農閑期)に派遣する仕事がない。
- 組合において安定した通年雇用を実現できるよう、派遣可能な業務を建設業務などに拡大すること。

**2. 対応(案)**

一次ヒアリングで述べたとおり、特定地域づくり事業協同組合における安定した通年雇用の確保に向け、在籍型出向(※1)として、組合の雇用する労働者が建設業務に従事することが可能になるよう、以下の対応について、通知又は事務連絡の形で具体的に整理する。

(なお、建設業務における労働者派遣事業については、建設産業の基本的な特性や構造を踏まえ、現場で労働者保護の欠落が生じないように禁止しており、これを労働者派遣の制度上直接的に認めることは、地域や時期を限定したとしても、慎重な検討が必要である。)

(※1) 在籍型出向とは、出向元と出向先との間の出向契約によって、労働者が出向元と出向先の両方と雇用契約を結び、出向先において勤務する雇用形態。

**【対応(案)】**

- 組合における建設業務への在籍型出向は、以下の一定の要件の下で行う。
  - ① 組合の雇用する労働者と建設業者(出向先)との雇用契約の締結
    - ・ 建設現場において、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」や「労働安全衛生法」等に基づく現行の労働者保護措置が組合の雇用する労働者にも機能するよう、出向先の建設業者と雇用契約を結んだうえで、在籍型出向の形態により建設業務に従事する。
    - ・ なお、出向を行う際は、その必要性や出向期間等(※2)について、組合と当該労働者の間でよく話し合いを行い、労働者の個別的な同意を得ていくことが望ましい。  
(※2) 出向期間中の賃金、休暇等の労働条件等は個別の出向契約や組合の就業規則により決定するが、必ずしも給与の支払い元を出向先に替える必要等はない。
  - ② 出向者に対する研修の実施
    - ・ 在籍型出向の形態は、労働者供給に該当するが、以下のいずれかの目的があるもの等は、基本的には、「業として行う」ものではないと判断される。

① 労働者を離職させるのではなく、関係会社で雇用機会を確保する

② 経営指導、技術指導を実施する

③ 職業能力開発の一環として行う

④ 企業グループ内の人事交流の一環として行う

- ・ 今般の在籍型出向については、組合における安定した通年雇用の実現を目的として、建設業務に関する知識・技術・技能を習得させる内容の研修を出向者に対して実施することにより、適正な出向であると判断することができる（上記の③に該当するもの）。
- ・ 具体的には、OFF-JT や OJT、安全教育等による研修の実施が考えられるが、自社社員向けの研修に当該労働者を参加させる等の方法でも問題ないと考えられる。

○ 今後、上記の方針で整理を進めたうえで、最終的には、留意点等としてまとめた通知または事務連絡を都道府県及び都道府県労働局あてに発出することを想定。

# 管理番号170 組合員以外の者の利用(員外派遣)における関係法令

## 中小企業等協同組合法第9条の2(第3項)【組合員以外の者の利用(員外派遣)】

3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、1事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の100分の20を超えてはならない。

逐条解説 (P45)

組合は、その組合員のために直接の奉仕を目的として共同事業を行う事業体であることから、その利用者は、本来組合員に限られるべきであり、また、組合員の利用量をあらかじめ計算して、維持管理が可能であるように共同事業を計画すべきである。

しかし、組合員の利用度は、年間を通じてみても必ずしも一定しているとは限らないから、共同施設が遊休する期間が生じることもある。

～、そこで、法は形式的、論理的に制度の趣旨を費こうとする場合に生じる現実との不合理的を是正するために、二つの条件を付して員外利用を認めている。条件の一つは、組合員の利用に支障がない場合に限ったことであり、二つ目は、員外者の利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の100分の20以内に限ったことである。

## 人口急減法第2条(第3項)【事業協同組合制度の関係】

3 この法律において「特定地域づくり事業協同組合」とは、次条第1項の認定を受けた事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。)をいう。 **人口急減法上に員外利用に関する規定はない**

ガイドライン(P10)

特定地域づくり事業協同組合は、人口急減地域特定地域づくり推進法の規定のほか、中小企業等協同組合法の規定に則って運営する必要があります。

組合は、その組合員のために直接の奉仕を行う事業体であることから、その利用者は、本来組合員に限られるべきであり、特定地域づくり事業協同組合の人材派遣サービスを利用するためには、特定地域づくり事業協同組合の組合員になる必要があります。

なお、組合員の利用度は、年間を通じてみても必ずしも一定しているとは限らないことから、このような場合に組合員以外の者(員外者)に利用させた方が組合の共同事業の合理的運営に資する場合があります。そのため、組合員の利用に支障がない場合、当該事業年度における組合員の総利用分量の100分の20以内に限り、員外者の利用が認められています。

## 人口急減法第10条(第2項)【事業の範囲】 中小企業等協同組合法の例外規定

2 特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業のほか、中小企業等協同組合法第9条の2第1項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができる。

## 令和4年度の派遣実績

|              | 組合員への<br>派遣時間 | 員外への<br>派遣時間 | 員外利用割合<br>( / ) |
|--------------|---------------|--------------|-----------------|
| 全72組合        | 277,972h      | 4,731h       | 1.7%            |
| うち員外利用した15組合 | 118,220h      | 4,731h       | 4.0%            |

## 員外利用割合が高い組合

- ・A組合：15.1%
- ・B組合：14.4%
- ・C組合：11.6%
- ・D組合：11.6%
- ・E組合：6.8%

## 員外派遣先

- ・自治体(村、市立病院)：1,084時間
- ・民間企業(食料品製造業、飲食店、酒造業等)：2,709時間
- ・個人(農業、漁業)：937時間



# 管理番号171 区域外派遣における関係法令

根拠法令：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

## 法第1条（法律の目的）

この法律は、地域人口の急減に直面している地域において、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題であることに鑑み、特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

○ガイドライン（P4）

本制度を活用することで、安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場を作り出し、地域内外の若者等を呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持・拡大を推進することができるようになります。

## 法第10条（特定地域づくり事業の範囲）

- 1 特定地域づくり事業協同組合は、その地区において地域づくり人材が地域社会及び地域経済の重要な担い手としてその能力を十分に発揮することができるよう、地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会を提供する事業を行う。
- 2 特定地域づくり事業協同組合は、前項の事業のほか、中小企業等協同組合法第9条の2第1項の規定にかかわらず、その地区で活躍する地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業を企画し、及び実施することができる。

ガイドライン（P15）

これらの事業を直接行うのはあくまで地域内の事業者であり、特定地域づくり事業協同組合は、地域内の事業者の人材の確保等を支援することが目的であるとの考え方のためです。特定地域づくり事業協同組合の職員は、派遣職員として、派遣先の収益事業や公益的事業に従事することとなります。

## 法第19条（区域外派遣の禁止）

特定地域づくり事業協同組合は、前条第1項の規定による労働者派遣事業に関し、職員を当該特定地域づくり事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域外の事業所に派遣してはならない。

ガイドライン（P81）

特定地域づくり事業協同組合がその職員を派遣することができる地区は、当該組合の地区及び当該地区をその区域に含む市町村に属する事業所とされています。人口急減地域に該当する市町村において特定地域づくり事業協同組合を設立したものの、実際の派遣先が主として人口急減地域に該当しない近隣市町村の事業者となるような状況は、法の目的に沿った運営とはいえないことから、このような規定が設けられています。

法第3条(第3項第2号)(職員の就業条件への配慮に係る基準)

2 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。

イ その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の 職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。

ガイドライン(P31)

(a) 派遣先を確保できる見込みがあるか。

事業計画の「派遣労働者数等雇用見込み欄」のうち稼働率が0.8未満となる見込みの人数欄「予定している派遣先欄」「組合員名簿」「市町村の長の意見書」などを確認することが考えられます。

これに関連し、特定地域づくり事業推進交付金においては、労働需要に応じた職員の確保が促されるよう、当該派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされていることに留意する必要があります。

区域外派遣の検討にかかる運用面で想定される課題

区域外への派遣期間は区域内の地域づくり人材としての活動に制約が生じ、制度の目的に沿わなくなる蓋然性が高まる

区域外派遣を受入れていた組合が派遣職員を新たに雇用し区域外からの派遣職員の受け入れが不要になることや、受け入れ組合員の仕事量が減り、受け入れができなくなることなど、他組合に依存することで雇用が不安定になるおそれがあること

(例) 冬期の仕事がないA組合が、スキー場の派遣を行うB組合へ、A組合の繁忙期に合わせて採用した3名を区域外派遣したが、翌年度、積雪が少なく一部をクローズするため人手が必要なくなったためB組合より受け入れができない事象が生じた際、3名の冬の仕事がなくなり雇用が不安定になる。

職員が他組合と関わることで、給与や待遇、職場環境、生活環境等の違いにより、職員の引き抜きや職員の希望による組合から組合へ転職など、組合間で格差が生まれ、組合の経営の安定性に支障が生じるおそれがあること

職員を区域外に派遣することについて 職員本人の意に沿わない派遣となる可能性が生じること

区域外派遣のあり方(二重派遣にあたらないか、在籍型出向、員外派遣など)の整理や、地域外の組合との間で費用負担や公金支給のあり方などを含む協定を締結する必要があると想定され、事務負担が増加すること



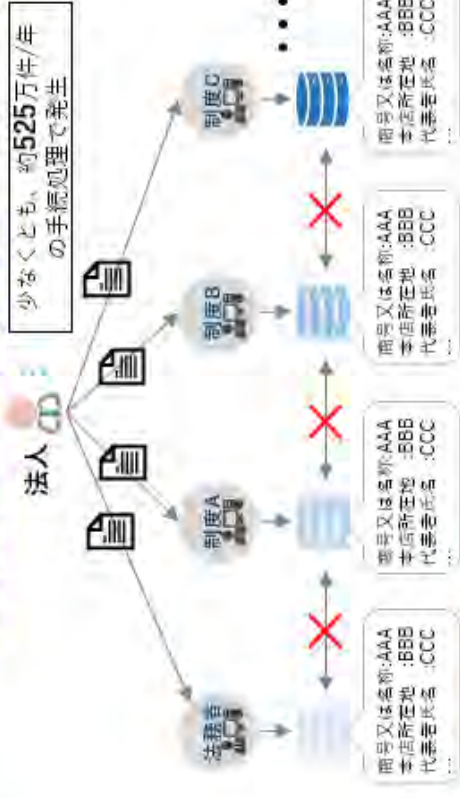
## 課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

- ベース・レジストリ等のデータ連携に関する制度の創設  
組織や制度の縦割りを打破し、法人番号等を徹底活用して行政機関間で情報をスムーズに共有することで、行政手続における届出等の省略（ワンスオンリー）や行政事務の効率化に加え、**民間事業者の業務効率化や経済取引活性化**を実現し、AIやデータを活用する**社会の実現に寄与**
- 法人・不動産あわせて、合計約2,000億円のコストに対する削減に寄与
- データクレンジングや安定的な提供にノウハウがある国立印刷局の知見の活用も検討

### 法人

#### 【現状】

法人は制度毎に手続が必要



#### 行政手続における効果

#### 【目指す姿】

法人は登記さえ変えればよい



### 政策効果

法人分野では、手続省略等の実現により約830億円のコスト削減

### 今後の取組方針

1. 業務 商業登記情報から共有開始。共有するマスターデータの項目特定（年内に確定）
2. 法令 機関間の情報連携や変更手続等の省略を可能にするための制度的な措置（年内に結論）
3. システム 基幹システム更改を見据えた全体設計と移行期の速やかな提供（年内に工程表策定）

重点番号2：公用請求により登記事項証明書等を取得している手続について登記情報連携システムの利用を可能とすること（デジタル庁）

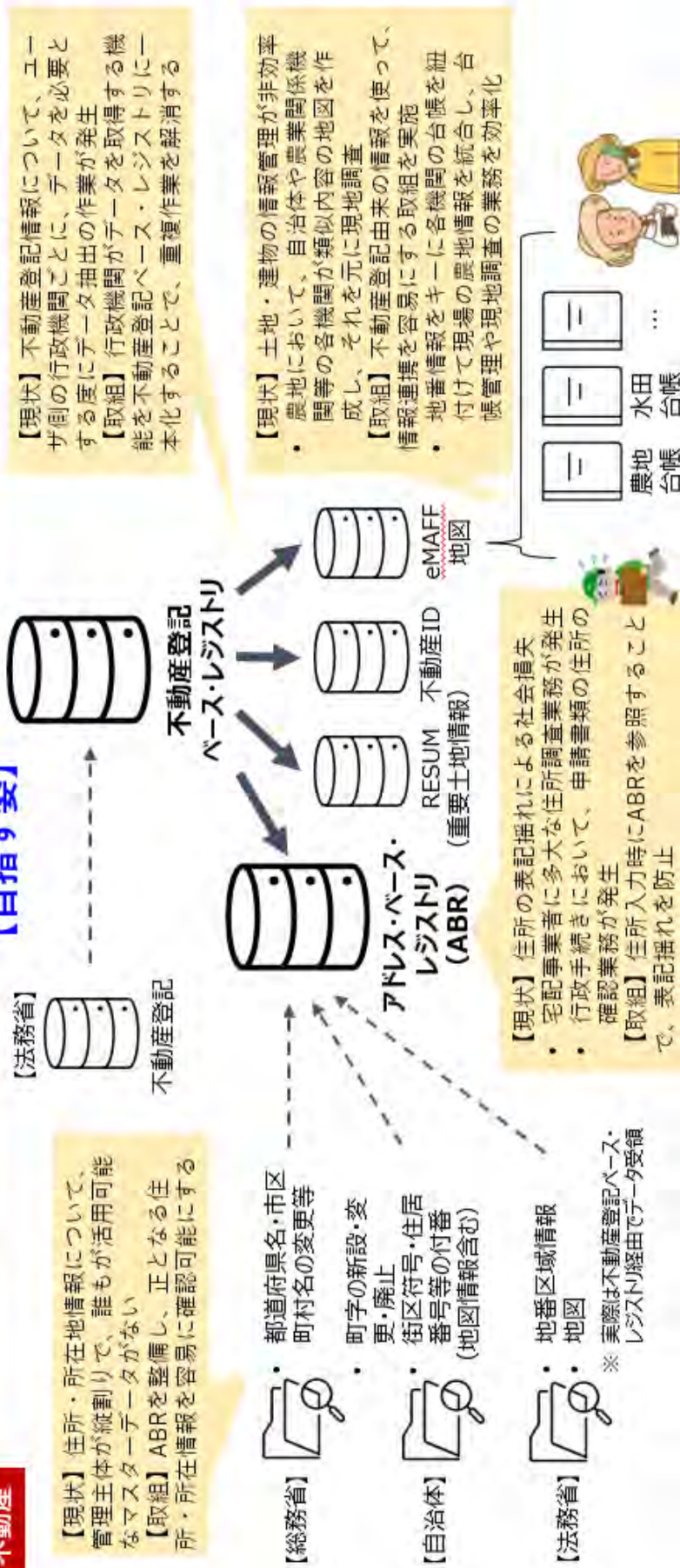


## 課題2：AI時代の官民データ整備・制度対応

### 不動産

【現状】住所・所在地情報について、管理主体が縦割りで、誰もが活用可能なマスターデータがない  
 【取組】ABRを整備し、正となる住所・所在情報を容易に確認可能にする

### 【目指す姿】



### 政策効果 不動産登記情報を悉皆的に活用した取組により課題解決を促進

- ・ (農地管理) 紙ベースの台帳管理・現地調査により、現状年間約820億円のコストが発生
- ・ (不動産取引) 査定や契約に必要な情報収集に、現状年間約420億円のコストが発生

### 今後の取組方針

土地・建物については、不動産登記情報に関して、法人と同様の対応（前ページ）住所や所在地情報について、各主体がバラバラに管理している情報をアドレス・ベース・レジストリが集約し、随時更新する仕組みを整備（令和7年度までに整備）

# 地方公共団体の実態調査

商業・不動産登記情報の情報連携の整備についての検討を進めるに当たり、地方自治体が行う公用請求の実態（地方自治体が公用請求を行っている事務に係る情報連携の利用希望等）の調査を実施しているところ。

二一ズを踏まえて、登記情報の連携のための基幹システム更改を見据えた全体設計等の検討を進めてまいりたい。

# 獣医師法第22条の届出について

令和5年9月6日

農林水産省

- 經由事務に関する**都道府県要望**を本年5月にアンケートしたところ、**意見は2分**。  
(国に直接27、經由のまま19)
- **両者の要望をまとめると、經由事務を廃止しつつ、届出情報を利用することを希望**。  
実現に向けて、国と都道府県の**双方に届出情報が届く形**が望ましい。  
これに当たって、**法律改正が必要**。  
その前提として、**システム面と個人情報の取扱いについて整理**する必要。

## 都道府県アンケート（R5.5）から

### 国に直接届出するよう変更すべき

27

<主な要望等>

- ・情報は欲しいが負担は減らしたい
- ・他から把握するので情報は入手出来ている

### 都道府県經由のままでもよい

19

<主な要望等>

- ・防疫作業のため情報が欲しい
- ・タイムリーに情報が欲しい
- ・オンライン化で負担軽減されたため

### 未回答

1

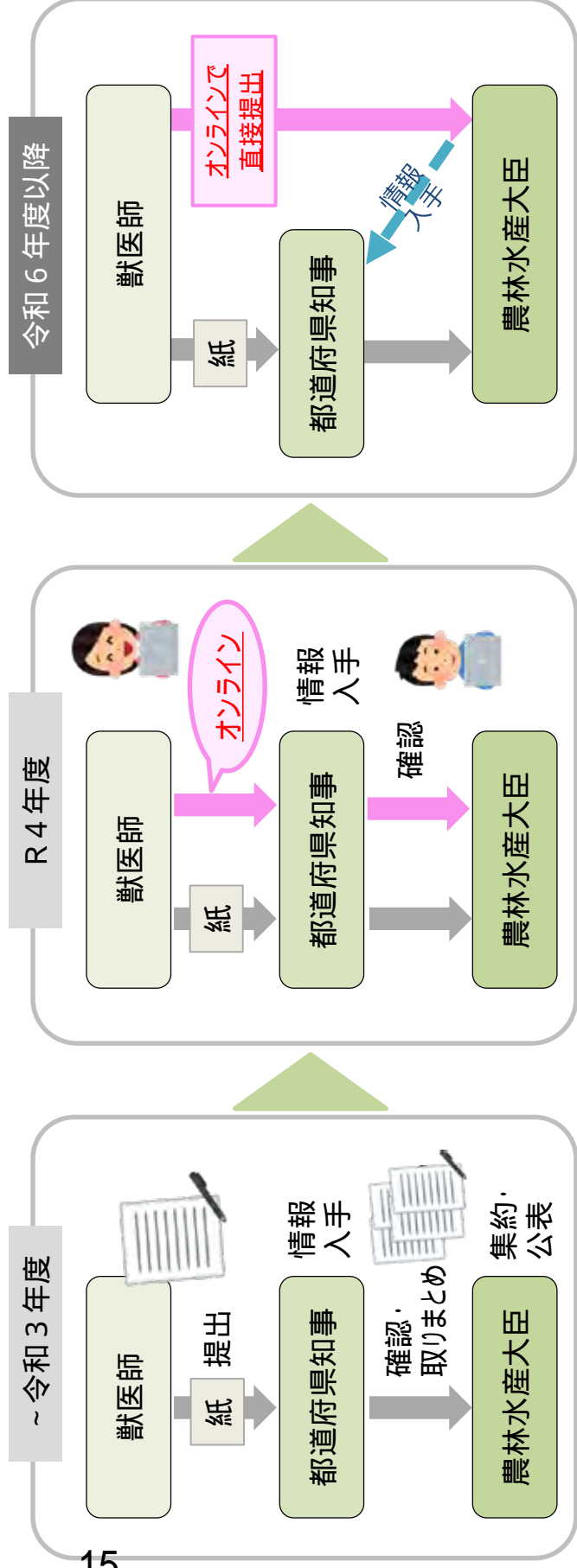
届出情報を  
利活用できる  
ようにする必要

# 經由事務を廃止し届出情報を活用するに当たっての留意事項

- システム面については、農林水産省として、**今年度中のeMAFF（ ）への実装に向け、対応中。**
- **個人情報の取扱い**については、個人情報保護委員会事務局に確認した上で、**現行の利用目的との関係も踏まえ、一括法改正に向け、対応中。**

農林水産省の共通申請システム

## 対応イメージ





# 獣医師法第22条の届出とは

- 獣医師の就業状況等を把握する制度。
- 獣医師は**鳥インフルエンザ**などの防疫や、食の安全確保など様々な分野で活躍。
- **都道府県**への本年5月のアンケートでは産業動物獣医師の確保・育成に**重要な情報**との回答。

## 分野別獣医師の数

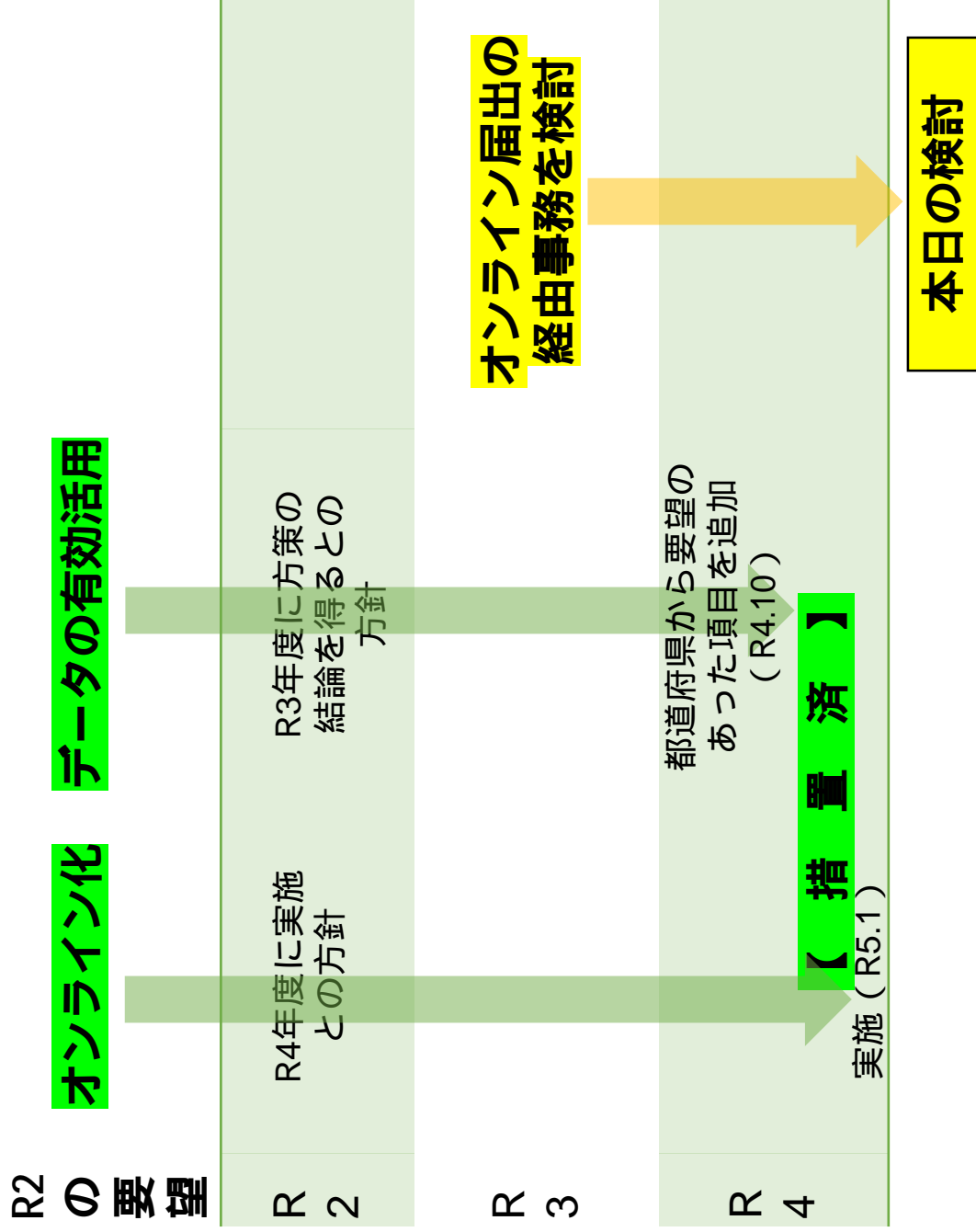
| R2年                  |      | (人)    | (%)  |
|----------------------|------|--------|------|
| 公務員分野                | 農林水産 | 3,405  | 8.5  |
|                      | 公衆衛生 | 5,531  | 13.7 |
|                      | その他  | 482    | 1.2  |
| 診療分野                 | 産業動物 | 4,402  | 10.9 |
|                      | 小動物  | 16,203 | 40.3 |
| その他の分野               |      | 5,832  | 14.5 |
| 小計                   |      | 35,855 | 89.1 |
| 獣医師に就事しない者<br>(無職含む) |      | 4,396  | 10.9 |
| 合計                   |      | 40,251 | 100  |

16 活動獣医師

|  |  |
|--|--|
| <b>農林水産分野獣医師</b><br>家畜伝染病の予防やまん延防止に従事<br>関係法令：家畜伝染病予防法、薬機法 |  |
| <b>公衆衛生分野獣医師</b><br>と畜場の食肉検査等に従事<br>関係法令：食品衛生法、と畜場法        |  |
| <b>その他の分野の獣医師</b><br>動物の愛護・管理等に従事<br>関係法令：動物愛護管理法、愛玩動物看護師法 |  |
| <b>産業動物診療獣医師</b><br>家畜の診療に従事                               |  |
| <b>小動物診療獣医師</b><br>犬、猫等のペットの診療に従事                          |  |
| <b>その他の分野</b><br>大学教員・動物用・人体用医薬品の開発、<br>海外技術協力などに従事        |  |

- 令和2年の「獣医師法第22条の届出オンライン化」という提案は、eMAFF（ ）で措置済。
- 令和3年の方針に基づき、令和5年中にオンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方について検討し、結論を得る必要。

農林水産省の共通申請システム



- 經由事務に関する**都道府県要望**を本年5月にアンケートしたところ、**意見は2分**。  
(国に直接27、經由のまま19)  
經由事務の廃止については、法律改正による適切な対応が必要。
- **両者の要望をまとめると**、經由事務を廃止する場合も**届出情報を利用**することを希望。  
実現に当たり、国と都道府県の**双方に届出情報が届く形**が望ましい。  
その際、**システム面と個人情報**の取扱いについて整理する必要。

### 都道府県アンケート（R5.5）から

#### 27 国に直接届出するよう変更すべき

- < 主な要望等 >
- ・ 情報は欲しいが負担は減らしたい
  - ・ 他から把握するので情報は入手出来ている

#### 19 都道府県經由のままでよい

- < 主な要望等 >
- ・ 防疫作業のため情報が欲しい
  - ・ タイムリーに情報が欲しい
  - ・ オンライン化で負担軽減されたため

#### 1 未回答

届出情報を  
利活用できる  
ようにする必要

**獣医師法(昭和24年法律第186号)(抄)**

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月3日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

**獣医師法・獣医療法の解説(地球社)より抜粋**

獣医師の分布、就業状況、異動状況等を的確に把握することは、家畜衛生の行政目的からみても、公衆衛生又は獣医師の指導の面からみても極めて重要であるため、本条において、獣医師に対してその届け出を義務付けている。

**獣医師法施行規則(昭和24年省令第93号)**

第6号様式より抜粋

- 8 本届出書の利用目的は、次のとおりである。
  - 一 農林水産省において、獣医師の届出状況を集計・公表し、農林水産行政の基礎資料として活用すること。
  - 二 農林水産省において、獣医療に関する通知等の情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
  - 三 農林水産省において、都道府県の依頼に応じて行う防疫業務への協力依頼及び獣医療体制整備に係る情報配信等のため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。
  - 四 届出先の都道府県において、獣医師確保対策や防疫業務への協力依頼の送付等に活用するため、本届出書に記載したメールアドレス等を利用すること。

### 令和2年の地方からの提案 < 抜粋 >

提案事項：獣医師法に基づく届出をオンライン化すること  
 求める措置の具体的内容：現在、獣医師法第22条に基づく届出は、書面で行っている。その届出を原則**オンライン化**することを求める。  
 また、届出内容（獣医師の分布、就業状況、異動状況等）をデータベース化することで、獣医師確保など、**データの有効活用**につなげる。

### 令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定） < 抜粋 >

獣医師法に基づく届出(22条)については、以下のとおりとする。

- ・**令和4年度の届出からオンライン化**する。

・獣医師の情報の都道府県による利活用を図るための**方策**について検討し、**令和3年度中に結論**を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定） < 抜粋 >

獣医師法に基づく届出(22条)については、令和4年度からオンライン化することとしているが、**オンラインによる届出の場合の都道府県經由事務の在り方**について、獣医師の情報都道府県の都道府県による適切な利活用及び都道府県の事務負担の軽減を図る観点から**検討し、令和5年**中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

### 令和4年の地方からの提案等に関する対応方針（令和4年12月20日閣議決定） < 抜粋 >

獣医師法に基づく届出(22条)については、獣医師の情報の都道府県による**利活用を図るため**、省令を改正し、意向等の調査において**都道府県から利活用の要望があった**獣医師の業務経歴等の**項目**を届出の様式(施行規則13条2項の第6号様式)に**追加**する。[措置済み(獣医師法施行規則の一部を改正する省令(令和4年農林水産省令第58号))]



# 新しい時代の学びの環境整備（義務教育費国庫負担金）

## ～小学校高学年における教科担任制の強化と35人学級の計画的整備～



令和6年度要求・要望額 1兆5,302億円  
 (前年度予算額) 1兆5,216億円  
文部科学省

教科指導の専門性を持った教師による小学校における高学年の教科担任制の強化や、小学校における35人学級の計画的な整備等を図り、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題へ対応するため、教職員定数5,910人の改善を要求。さらに、定年引上げに伴う特例定員を活用した定数改善の前倒しにより、教師を取り巻く環境整備を加速化する。

また、教師の給与体系の改善に向けた検討を進めつつ必要な処遇を改善する。

- ・教職員定数の改善 + 128億円 (+5,910人) ・定年引上げに伴う特例定員 + 105億円 (+4,857人) ・教職員定数の自然減等 ▲168億円 (▲7,776人)
- ・教員給与の改善 + 8億円 ・定年引上げ等に伴う給与増 + 13億円 計 対前年度 +86億円

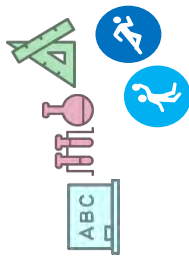
### ①小学校高学年における教科担任制の強化 1,900人

○小学校高学年における教科担任制の強化 + 1,900人  
 学習が高度化する小学校高学年において、各教科の系統性を踏まえながら、専門性の高い教科指導を行い教育の質の向上を図るとともに、教員の持ちこたえ難い学校での働き方改革を進めるため、地域や学校等の実情に応じた取組が可能となるよう専科指導教員の計画的な配置充実を図る。  
 なお、令和4年度から4年程度をかけて段階的に進める予定を1年前倒しで実施することにより取組の強化を図る。(改善見込総数は3,800人程度)  
 (小学校高学年における教科担任制に係る改善数)

|     |     |     |       |
|-----|-----|-----|-------|
| 年度  | R4  | R5  | R6要求  |
| 改善数 | 950 | 950 | 1,900 |

(優先的に専科指導の対象とすべき教科)  
 外国語、理科、算数、体育

※小中一貫・連携教育の観点からの中学校教員の活用も想定。



### ②少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備等 3,610人

○小学校における35人学級の推進 + 3,171人  
 令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備するため、令和6年度は、第5学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。  
 (学級編制の標準の引下げに係る計画)

|    |    |    |    |    |    |
|----|----|----|----|----|----|
| 年度 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 |
| 学年 | 小2 | 小3 | 小4 | 小5 | 小6 |

※少人数学級等の実施のために措置している加配定数の一部振替を含む。  
 (参考) 35人学級等の効果検証に必要な実証研究を令和4年度から実施中。

○教育課題への対応のための基礎定数化関連 + 439人  
 (H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減)

- ✓発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 + 744人
- ✓外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 + 122人
- ✓初任者研修体制の充実 ▲116人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲311人

### ④教師の職責等を踏まえた処遇改善

教師の給与体系の改善については、骨太方針2023に基づき、具体的な制度設計を進めつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して以下の処遇改善を図る

- ①主任手当の額の改善 + 4億円 (令和7年1月からの3か月分)
- ②管理職手当の額の改善 + 4億円 (令和7年1月からの3か月分)

(参考)被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【495人】を別途要求(11億円)【復興特別会計】

### ③様々な教育課題への対応や、特例定員の活用 400人 + 4,857人

- ①中学校における生徒指導や不登校特例校等への支援 + 200人
- ②離島や過疎地域を含む小規模校への支援 + 30人
- ③チーム学校や学校DXの推進に向けた運営体制の強化 + 100人  
 (主幹教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員の配置改善)
- ④貧困等に起因する学力課題の解消 + 70人

上記のほか、令和5年度からの定年引上げに伴う特例定員(4,857人)を活用した定数改善の前倒し (ex.小学校35人学級、通級指導等の基礎定数化)。

冊添部号14: 中山間地域等の小学校における教科担任制の導入に係る加配要件の見直し(文部科学省)

# 小学校専科指導のための加配定数について

※ 令和6年度からの運用見直し

## ○小学校専科指導加配定数の各項目と人数・要件等

| 項目                 | 人数 (R5)                      | 対象<br>教科                | コマ/週<br>要件                | 資格要件 (いずれかを満たす者)   | その他  |
|--------------------|------------------------------|-------------------------|---------------------------|--|--|
| ① 英語専科指導 (H30～)    | 3,259人<br>(教科担任制分<br>1,600人) | 外国語                     | 24コマ                      | ① 中学校・高等学校の免許状保有者<br>② 2年以上の外国語指導助手 (ALT) の経験者<br>③ CEFR B2相当以上の英語力を有する者<br>④ 海外大学等で2年以上の留学経験等がある者 | 小学校3-6学年の外国語<br>1コマ分の軽減措置                                |
| ② 発展的見直し分 (R2～)    | 3,000人                       | なし                      | なし                        |  | 小学校高学年を主に対象  |
| ③ 教科担任制推進分 (R4～)   | 2,700人                       | (外国語)<br>算数<br>理科<br>体育 | 20コマ<br>程度※               | ① 中学校・高等学校の免許状保有者<br>② 対象教科の専科指導を3年程度実施していた者<br>③ 教科研究会等の活動、研修履歴、著 name な実績等が一定程度あると教育委員会が認められた者   | 小学校高学年を原則対象  |
| ④ 小中一貫・連携教育分 (R4～) | 200人                         | 外国語<br>算数<br>理科<br>体育   | 小学校<br>において<br>10コマ<br>程度 | なし<br>(中学校教員のため他の要件は不要)  | 単式学級が5学級以上の中<br>学校を対象                                    |
| ⑤ 学園制分 (R2～)       | 201人                         | なし                      | なし                        | なし   | 2以上の小学校及び1以上の<br>中学校を含む学校群の運営。<br>小学校高学年における専科<br>指導を実施。 |
| ⑥ 従来分 (H24～)       | 1,040人                       | なし                      | なし                        | なし   | なし   |
| うち高学年教科担任制分 (①～④)  | 10,400人<br>7,500人            |                         |                           |  |  |

①～④については、働き方改革の観点から学級担任の持ちコマ数の軽減を目的としており、そのコマについては学級担任は原則授業への参加は行わないこと。

※ ③教科担任制推進分については、①英語専科指導加配と同様に24コマを目標としつつ、**複数校での兼務地域の実情**等も考慮し、概ね20コマ程度優先教科を実施するよう努める。

さらに、原則として、小学校高学年の対象教科を最大限優先することとしつつ、学校規模や地理的要因等により、例えば、

- ・ 優先教科について小学校高学年での実施を前提として、持ちコマ数に余裕がある場合に第3、4学年においても専科指導を実施すること
- ・ 小規模校において、1人の専科指導教員が小学校高学年の優先教科に加え、他の教科の専科指導等を実施すること
- ・ **複数校での兼務を行う場合、教師の学校間における移動時間を考慮し、コマ要件を適切に定めること (①英語専科指導加配も同様。)** 等

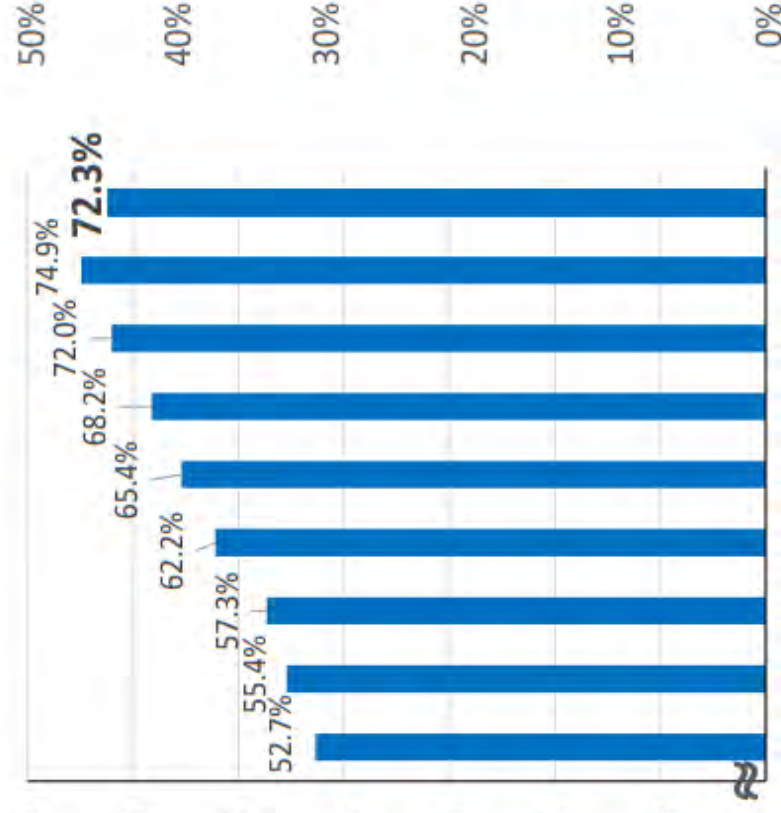
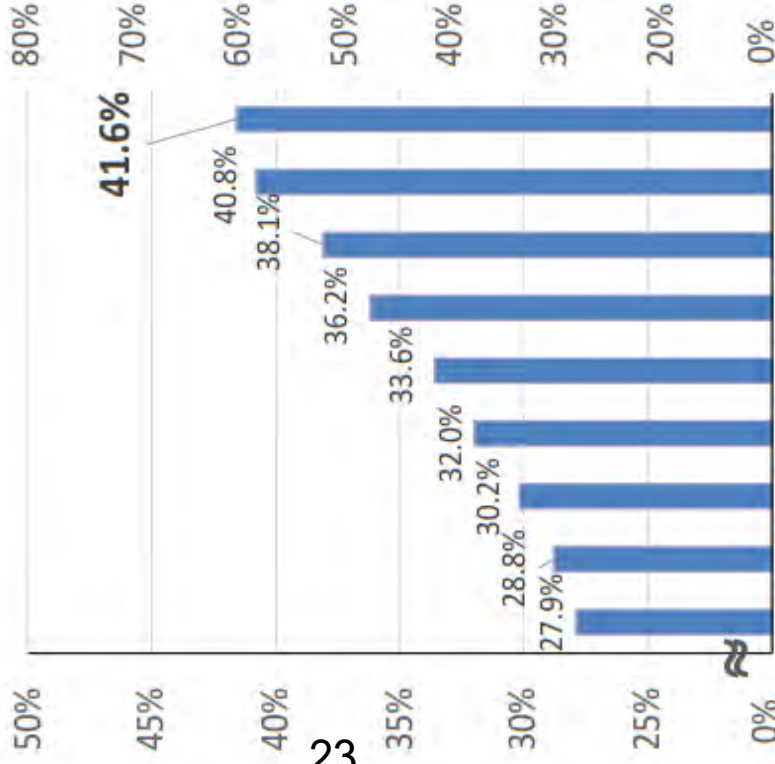
は可能とする

# 英語担当教師の英語力（中学校・高等学校）

中学校  
(CEFR B2レベル相当以上)

高等学校  
(CEFR B2レベル相当以上)

高等学校  
(CEFR C1レベル※相当以上)  
【新規】  
※ 英検1級



H25H26H27H28H29H30 R1 R3 R4

H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1 R3 R4

R4

※「英語担当教師」とは、調査基準日時点において中学校・高等学校に所属し、外国語（英語）の免許状（免許状の種類は問わない）を所有し、かつ英語の授業を担当している者（ただし、非常勤講師及び臨時的任用の者除く。）  
 （参考）第2期教育振興基本計画では、英検準1級程度以上（CEFR B2レベル以上）を取得した英語担当教師の割合について、中学校は50%以上、高等学校は75%以上を目標としていた。



# 英語担当教師の英語力（都道府県・指定都市別）

## 中学校

■ CEFR B2レベル（英検準1級）相当以上を取得している教師の割合

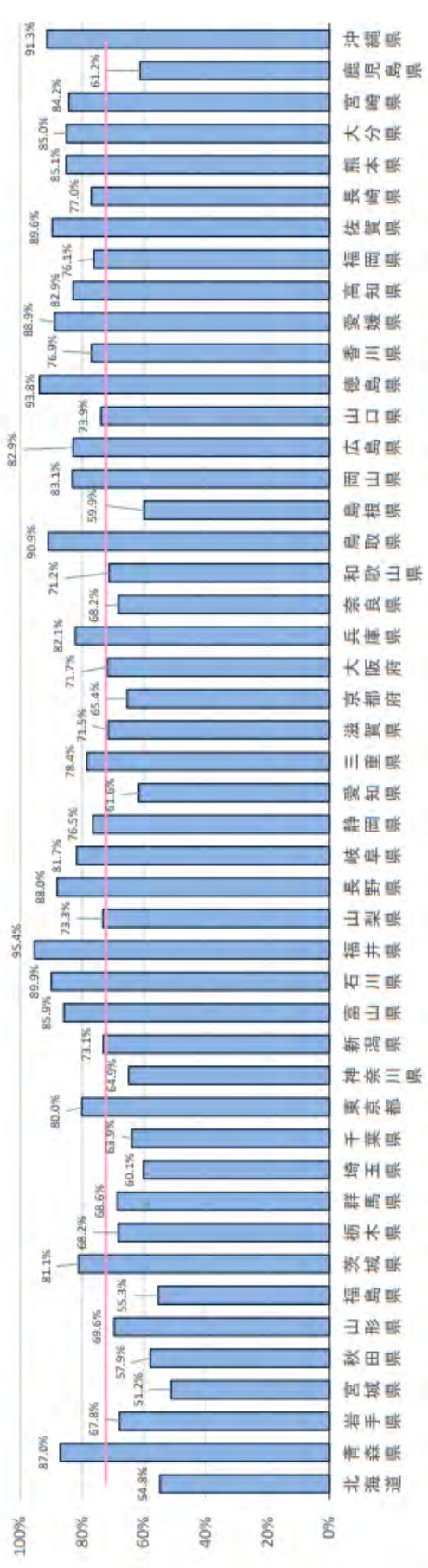
— R4年度平均値 [41.6%]



## 高等学校

■ CEFR B2レベル（英検準1級）相当以上を取得している教師の割合

— R4年度平均値 [72.3%]



(管理番号121) 提案事項名  
「地方自治法に定める歳入歳出外現金に  
学校徴収金を含めること」

ご提案への2次回答について

文部科学省初等中等教育局財務課

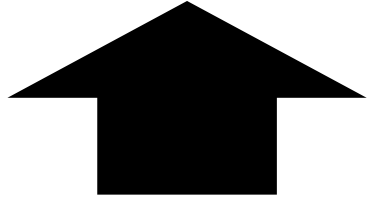


## (3) 学校徴収金の徴収・管理

### 業務の役割分担・適正化に関する現状・課題

- 取組状況は年々向上しており、約65%の教員も「削減すべきで削減可能」と回答しているが、教員勤務実態調査の意識に係る回答では、負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くないという結果も出ている。
- 「削減すべきだが削減は難しい」の主たる理由は、慣行を見直しづらいや学校文化のほか、保護者理解であるが、先進的な地方公共団体では、未納者への督促を含め、徴収・管理を地方公共団体の職員の業務とすることで、学校の負担軽減を図っている例もあることを踏まえれば、引き続き「学校以外が担うべき業務」として、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができ、ものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うことや、仮に学校現場において教師が担っている場合には、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知(※)等を踏まえ、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を進めるべきではないか。

※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月）



【出典】中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会  
教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）  
3分類に基づく14の取組の実効性を確保するための各主体による「対応策の例」

### 考えられる対応策の例（案）

- 【国】
- 地域や保護者への明確なメッセージの発信（再掲）
  - 給食費の公会計化等の実施状況について調査し、公会計化等の導入を予定していない自治体名を公表するとともに、導入予定ではない自治体に対して都道府県を通じて働きかけを実施
- 【都道府県教育委員会】
- 校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示した標準職務例通知(※)等を踏まえ、学校事務職員が適切に学校徴収金の徴収・管理等の業務を担うための管理職及び事務職員を対象とした研修を実施
- ※事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月）

【服務監督教育委員会（指定都市教育委員会含む）】

- 給食費の公会計化等を未実施の教育委員会において、改めて公会計化等を検討

【学校】

- 国及び服務監督教育委員会のメッセージを踏まえ、地域や保護者と対話し、理解増進を図るとともに、協力について協議（再掲）
- 文科省通知(※※)を踏まえ、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うことを推進。加えて、学校現場において教師が担っている場合には、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を推進

※※令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月28日付付3文科初第1889号初等中等教育局長通知）の補足事項について（通知）（令和5年2月）

### 自治体での取組例

#### 鳥取県鳥取市教育委員会

平成29年度の夏から、学校給食費、指定補助教材費、日本スポーツ振興センター災害共済掛金の公会計化に向け、保護者説明会の実施や各種申込書の準備を進め、平成30年度より公会計化を実施している。市内同一システムの利用による事務処理の負担軽減や、教師が従来行っていた徴収・管理業務の削減をすることができた。また、公会計科目の未納への対応や、振替ができない家庭への連絡は、市教育委員会が電話連絡等を行い、学校の負担軽減を図っている。

#### 熊本県南関町教育委員会

学校徴収金の処理について、現金徴収から口座振替へ変更するとともに、複数校の事務を拠点の中学校（事務センター）に集まって一括処理することで、教師・事務職員の業務改善を実現している。各校の事務職員が連携して処理を行うことで、単独で行うよりもミスが起これなくなり、効率化されるとともに、教師にとって学校徴収金に関する業務が大幅に削減され、学校全体の業務負担の軽減につながっている。

# 背景及びこれまでの取組状況

## <関係通知等>

○ 学校給食費等の徴収に関する公費化等の推進について（通知）（令和元年7月）  
 [特に、学校給食費については公費化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされた] 答申を受けて、この度、文部科学省においては、地方公共団体における学校給食費の公費化を促進し、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体が自らの業務として行うことにより、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教員の業務負担を軽減することなどを目的として、別添のとおり「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、文部科学省のホームページ（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/syokuiku/1419091.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1419091.htm)）においても公表しております。各地方公共団体におかれては、本ガイドラインを適宜参考として、学校給食費の公費化の取組を一層推進いただきますようお願いいたします。]

○ 事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）（令和2年7月）  
 「2. 標準職務例に掲げる職務等について（別表第一）」  
 別添2別表第一に掲げる事務職員の標準的な職務の内容及びその例（以下「標準職務例」という。）については、校務の中で主として事務職員が担う職務の範囲を示したものであること。  
 なお、標準職務例は、事務職員の標準的な職務の明確化を図り、事務職員が学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画することを趣旨として示しているものであり、地方公務員法第15条の第2項第5号に定める標準職務遂行能力における趣旨とは異なるものであること。」

別表第一（第二条関係）事務職員の標準的な職務の内容及びその例

| 区分 | 職務内容        | 職務内容の例                    |
|----|-------------|---------------------------|
| 財務 | 予算・経理に関すること | （略）<br>学校徴収金に関する事務<br>（略） |

○ 令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月）  
 「また、学校徴収金を教職員が関与しない方法等で徴収・管理することをはじめ、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについては、文部科学省が令和3年3月に公表した「全国の学校における働き方改革事例集」（以下「事例集」という。）も活用しながら一層取組を進めること。」

○ 令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知）」の補足事項について（通知）（令和5年2月）  
 「また、学校徴収金の取り扱いについては、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取組むこと。加えて、学校現場において教師が担っている場合には、「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和2年7月17日付け2初初第15号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）別表第一等も踏まえ、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を進めること。」

## <教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査>

|  | 令和元年 |     | 令和3年  |       | 令和4年  |     |
|--|------|-----|-------|-------|-------|-----|
|  | 小学校  | 中学校 | 小学校   | 中学校   | 小学校   | 中学校 |
| 学校徴収金（給食費を含む）の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会等で徴収・管理等を行っている |      |     |       |       |       |     |
| 都道府県   |      |     | 23.4% | 40.4% | 51.1% |     |
| 政令市  |      |     | 10.0% | 30.0% | 40.0% |     |
| 市区町村   |      |     | 6.5%  | 32.9% | 36.0% |     |

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対応に伴う教育委員会等における負担軽減を考慮し、必要最小限の項目に限定

## <令和4年度教員勤務実態調査速報値>

|                            | 小学校        |                  | 中学校              |                 | （参考）高等学校   |                  |
|----------------------------|------------|------------------|------------------|-----------------|--|------------------|
|                            | 小学校        | 中学校              | 小学校              | 中学校             | 小学校  | 中学校              |
| 各業務に要する時間について、削減すべきと考えますか。 | 削減すべきで削減可能 | 11,793 ( 66.4%)  | 11,576 ( 66.2%)  | 4,227 ( 60.9%)  | 削減すべきで削減が難しい                                       | 4,621 ( 66.8%)   |
| ③学校徴収金の徴収・管理               | 無回答        | 1,348 ( 7.6%)    | 1,408 ( 8.1%)    | 852 ( 12.3%)    | 合計   | 17,762 ( 100.0%) |
|                            | 合計         | 17,762 ( 100.0%) | 17,477 ( 100.0%) | 6,939 ( 100.0%) | 1.既に業務削減に向けた十分な取組を実施しているため                         | 593 ( 12.8%)     |
|                            |            |                  |                  |                 | 2.いままですら削減してきた取組・慣行はなかなか見直しづらい等、所属する学校の文化等により難しいため | 1,697 ( 36.7%)   |
|                            |            |                  |                  |                 | 3.地域の理解が必要となるため                                    | 345 ( 7.5%)      |
|                            |            |                  |                  |                 | 4.保護者の理解が必要となるため                                   | 1,750 ( 37.9%)   |
|                            |            |                  |                  |                 | 5.児童生徒の理解が必要となるため                                  | 227 ( 4.9%)      |
|                            |            |                  |                  |                 | 6.1～5の要因に加えて地域ボランティア、支援人材、教員等の追加的な協力が必要なため         | 1,319 ( 28.5%)   |
|                            |            |                  |                  |                 | 7.その他  | 206 ( 4.5%)      |
|                            |            |                  |                  |                 | 無回答  | 344 ( 7.4%)      |
|                            |            |                  |                  |                 | 回答件数   | 4,621 ( 100.0%)  |

# 学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について

## 【学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査（結果概要）】

|           | 令和元年度              | 令和3年度              | 令和4年度              |
|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 実施済み      | 438 (26.0%)        | 498 (31.3%)        | 519 (34.8%)        |
| 準備・検討中    | 524 (31.1%)        | 493 (30.9%)        | 454 (30.4%)        |
| <b>小計</b> | <b>962 (57.1%)</b> | <b>991 (62.2%)</b> | <b>973 (65.2%)</b> |
| 実施予定なし    | 724 (42.9%)        | 602 (37.8%)        | 520 (34.8%)        |

※ 「公会計化等」とは、学校給食費について、「①公会計制度を導入」及び「②学校給食費の徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施」の双方を満たしたものをいう。

(参考) 少なくとも「①公会計制度を導入している自治体

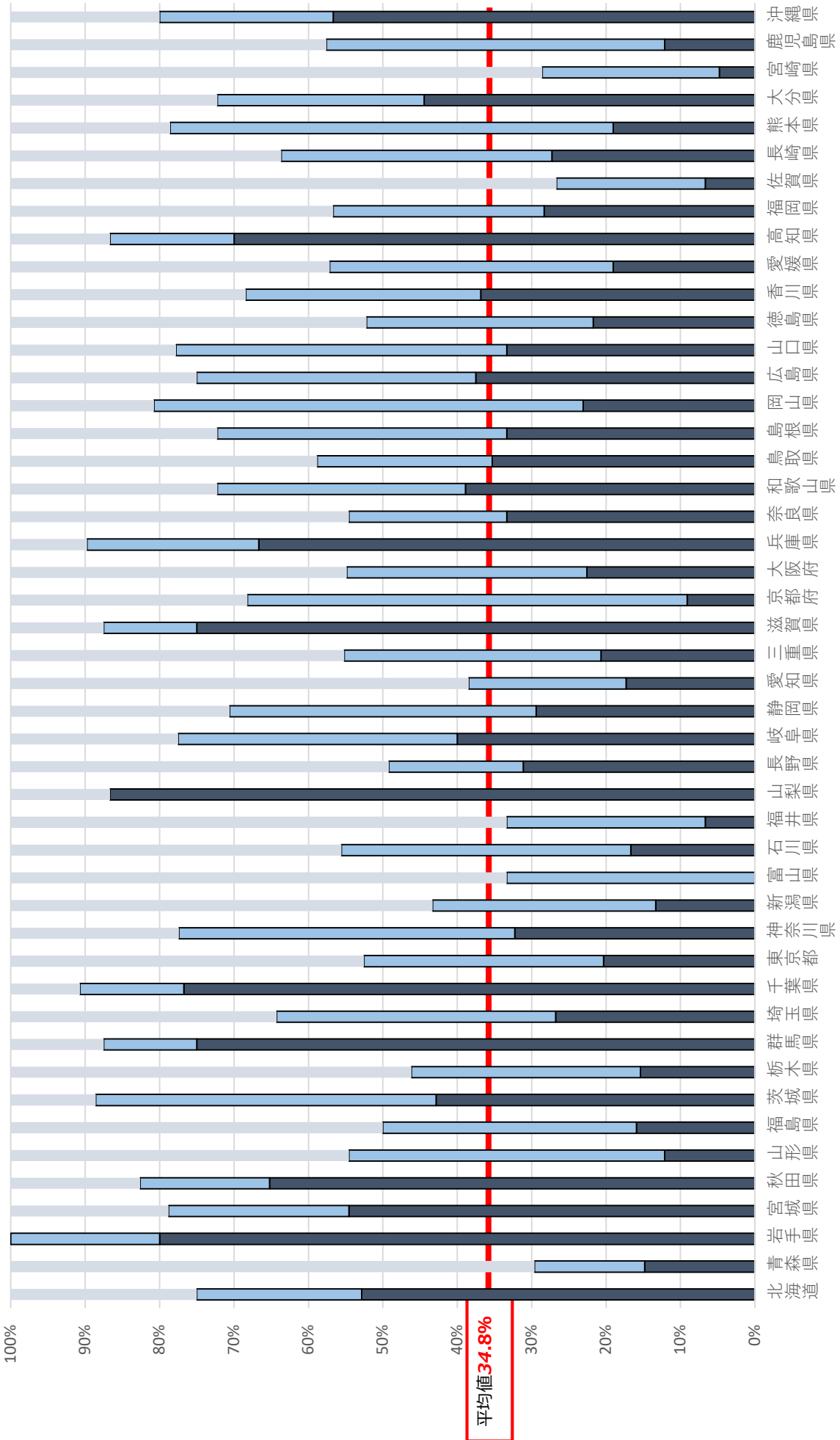
令和元年度：715 (42.4%)、令和3年度：739 (46.4%)、令和4年度：714 (47.8%)

以下の点を明確化した上で、教育委員会と首長部局が連携し、**学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に向けた検討を計画的に進めるよう、改めて依頼**（令和5年8月31日付け初等中等教育局長通知）

- ◇ 学校給食法に基づく学校給食の実施者は、学校の設置者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、教育委員会が学校給食に関する事務を管理・執行することとされていること
- ◇ このため、保護者から徴収する学校給食費については、学校や教職員の業務負担の軽減の観点は勿論、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上することが適切であること
- ◇ その際、平成31年1月の中央教育審議会答申における指摘等を踏まえ、基本的には、学校や教職員ではなく、地方公共団体の事務とすることを基本として検討すること

# 学校給食費の公会計化等※に関する実施・検討状況

公会計化等※の実施割合は平均34.8%、実施の準備・検討をしている割合を含めると平均65.2%となっている。



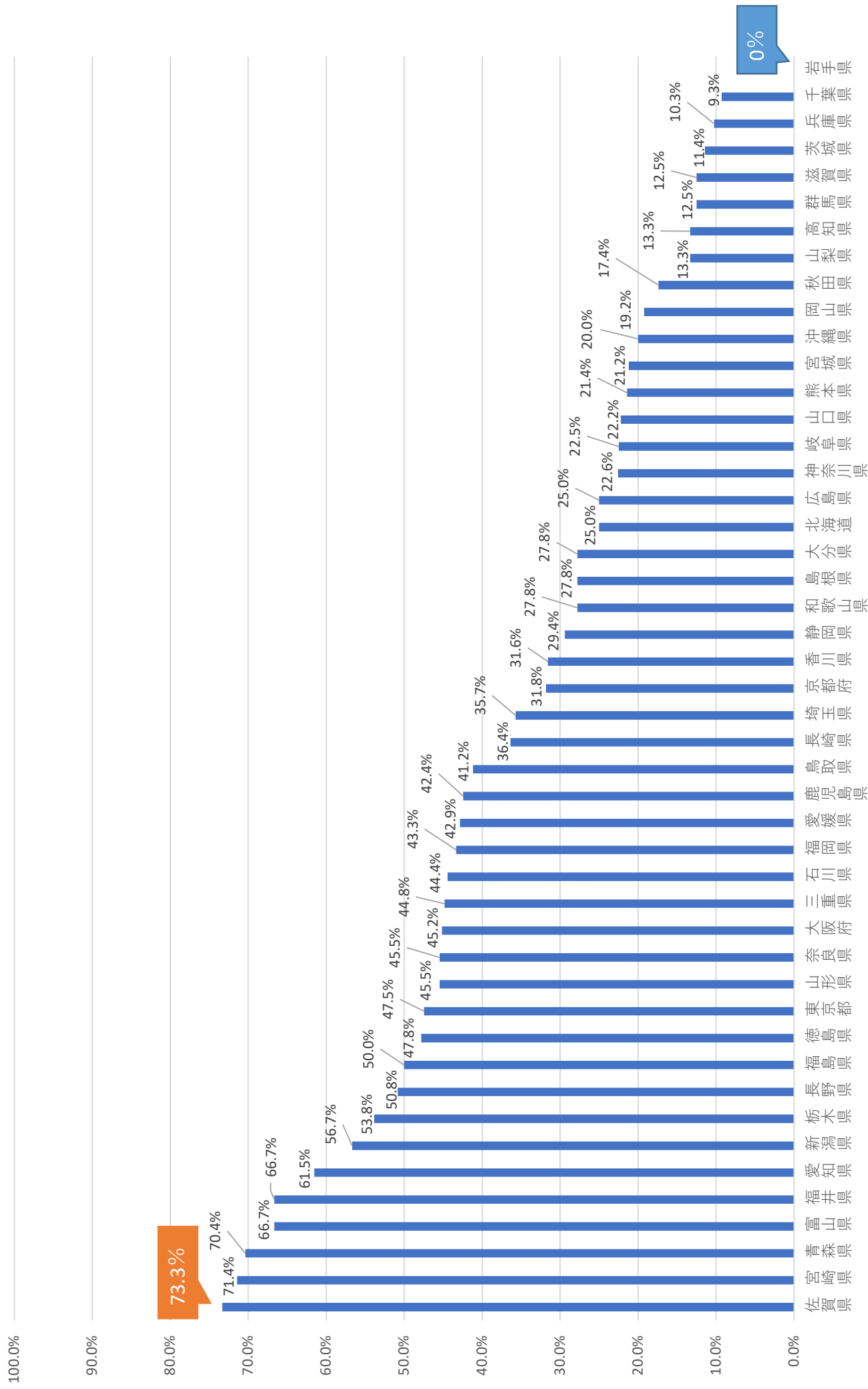
■ 実施している    ■ 実施の準備・検討している    □ 実施を予定していない

※学校給食費を公会計化するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体の自らの業務として行うこと。



# 学校給食費の公会計化等の実施を予定していない教育委員会の都道府県別割合

公会計化等※の実施を予定していない教育委員会は520（34.8%）あり、都道府県別の割合でみると以下のとおり。



出典：学校給食費に係る公会計化等の進捗状況調査

## 口座振替手続きの一元化を実現している事例

### <高知県教育委員会>（再掲）

教育委員会が金融機関と委託契約を結び、希望する保護者については、授業料（公会計）を含む学校徴収金を、保護者の口座から県の口座・学校の口座に振り替えられる仕組みを整えている。口座振替の手続きについても、保護者は1種類の振替依頼書を提出すればよく、書類提出等を二重に求めることはない。

その他、千葉市、福岡市、鳥取市においても、金融機関との連携の上、保護者が1種類の振替依頼書を提出することで一括徴収を実現している。



## 給食費以外の公会計化の事例（教材費等）

### ＜鳥取市教育委員会＞（再掲）

平成29年度の夏より、学校給食費、指定補助教材費等の公会計化に向け、保護者説明会の実施や各種申込書の準備を進め、平成30年度より公会計化を実施している。市内同一システムの利用による事務処理の負担軽減や、教師が従来行っていた徴収・管理業務の削減を図っている。

また、公会計科目の未納への対応や、振替ができない家庭への連絡は、市教育委員会が電話連絡等を行い、学校の負担軽減を図っている。

### ＜東京都町田市教育委員会＞

保護者の利便性を高めること、教員の働き方改革を進めることを目的に、自治体が保護者から学校教材費等を集金し、会計処理を担う仕組みを令和5年度から取り入れている。（学校教材費等の公会計化）

※学校教材費…教育活動に係る費用のうち、保護者が負担する費用で、漢字ドリル等の冊子型教材、理科や図工等の材料型教材、楽器等器材型教材、デジタル教材、校外学習の交通費等、卒業アルバム等卒業関連費等

### ＜千葉市教育委員会＞

平成30年度より学校現場の多忙化解消、保護者負担の軽減・公平性の確保、会計事務の透明性・コンプライアンスの向上を目的に学校給食費を含め、学校徴収金の公会計化に取り組んでいる。

※学校徴収金…教材等執行計画等による物品（学年・学級費・共同購入費）、行事等に係る経費・積立金（校外活動費・修学旅行積立金等）、教育課程に関わる活動費（生徒会の運営に係る経費等）、卒業関連費（卒業対策費・アルバム文集等）



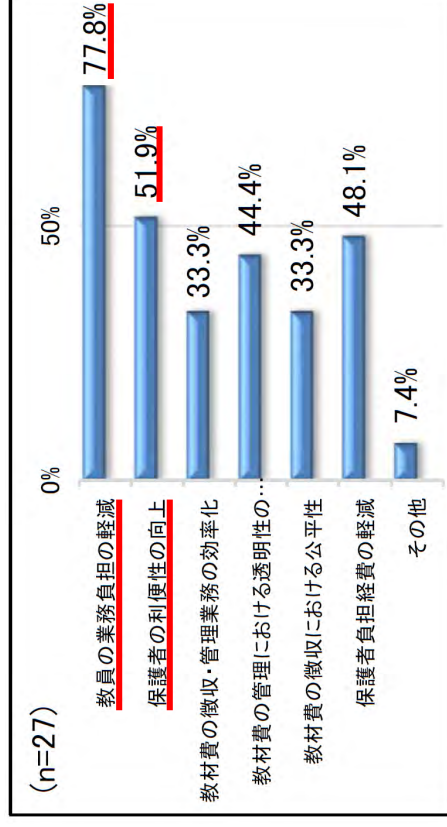
令和3年度における教材費の公会計化の導入状況について、市区町村教育委員会を対象に調査したところ、27の自治体において教材費の公会計化が導入されている。

教材費の公会計化を導入している自治体

| 都道府県 | 市町村              | 人口        | 小学校数 | 児童数     | 中学校数 | 生徒数    | 義務教育<br>学校数 | 児童生徒数 |
|------|------------------|-----------|------|---------|------|--------|-------------|-------|
| 大阪   | 大阪市              | 2,739,061 | 281  | 112,807 | 172  | 51,335 | 1           | 784   |
| 神奈川  | 大和市              | 241,935   | 19   | 11,794  | 9    | 5,600  | 0           | 0     |
| 千葉   | 流山市              | 201,268   | 17   | 12,356  | 9    | 4,750  | 0           | 0     |
| 鳥取   | 鳥取市              | 185,890   | 39   | 8,989   | 13   | 4,371  | 4           | 793   |
| 千葉   | 鎌ヶ谷市             | 110,050   | 9    | 5,352   | 5    | 2,672  | 0           | 0     |
| 茨城   | 下妻市              | 42,905    | 9    | 42,905  | 3    | 1      | 0           | 0     |
| 長野   | 小諸市              | 41,757    | 6    | 1,960   | 2    | 1,049  | 0           | 0     |
| 静岡   | 御前崎市牧之原市<br>学校組合 | 31,469    | 0    | 0       | 1    | 365    | 0           | 0     |
| 静岡   | 御前崎市             | 31,469    | 5    | 1,555   | 0    | 0      | 0           | 0     |
| 茨城   | 大子町              | 16,062    | 6    | 504     | 4    | 304    | 0           | 0     |
| 山梨   | 富士川町             | 14,570    | 3    | 609     | 2    | 390    | 0           | 0     |
| 香川   | 小豆島町             | 13,718    | 4    | 523     | 1    | 269    | 0           | 0     |
| 福岡   | 芦屋町              | 13,393    | 3    | 695     | 1    | 321    | 0           | 0     |
| 岡山   | 勝央町              | 11,021    | 2    | 627     | 1    | 321    | 0           | 0     |
| 山梨   | 身延町              | 10,957    | 3    | 296     | 1    | 167    | 0           | 0     |
| 福井   | 高浜町              | 10,115    | 5    | 481     | 2    | 270    | 0           | 0     |
| 群馬   | 嬬恋村              | 9,472     | 2    | 351     | 1    | 201    | 0           | 0     |
| 千葉   | 御宿町・布施<br>学校組合   | 7,228     | 2    | 204     | 1    | 108    | 0           | 0     |
| 山形   | 真室川町             | 7,221     | 3    | 274     | 1    | 164    | 0           | 0     |
| 和歌山  | 広川町              | 6,818     | 5    | 328     | 2    | 193    | 0           | 0     |
| 福島   | 楢葉町              | 6,658     | 1    | 127     | 1    | 44     | 0           | 0     |
| 徳島   | 牟岐町              | 3,896     | 1    | 98      | 1    | 52     | 0           | 0     |
| 福島   | 金山町              | 1,901     | 2    | 36      | 1    | 21     | 0           | 0     |
| 福島   | 三島町              | 1,507     | 1    | 36      | 1    | 21     | 0           | 0     |
| 山梨   | 丹波山村             | 536       | 1    | 12      | 1    | 12     | 0           | 0     |
| 福島   | 檜枝岐村             | 524       | 0    | 0       | 0    | 0      | 0           | 0     |
| 長野   | 平谷村              | 403       | 1    | 20      | 0    | 0      | 0           | 0     |

教材費の公会計化による効果

|                  | 回答数 | 構成比   |
|------------------|-----|-------|
| 教員の業務負担の軽減       | 21  | 77.8% |
| 保護者の利便性の向上       | 14  | 51.9% |
| 教材費の徴収・管理業務の効率化  | 9   | 33.3% |
| 教材費の管理における透明性の向上 | 12  | 44.4% |
| 教材費の徴収における公平性    | 9   | 33.3% |
| 保護者負担経費の軽減       | 13  | 48.1% |
| その他              | 2   | 7.4%  |



半数以上の自治体において、「**教員の業務負担の軽減**」、「**保護者の利便性の向上**」について効果があるとの回答

### 修学旅行費用をコンビニエンスストア払いに

小 中 高 特支

**取組内容** ・ 修学旅行費用の集金を保護者が直接コンビニエンスストアで支払う方法に変更した。

**削減時間**  
※担当1人あたりの目安  
・ 25時間 × 修学旅行1回 = **25** 時間/年

**事例提供校からの声**  
・ 教員が高額な現金を扱わなくてよくなった。  
・ 教員が安全管理に配慮しながら手続き作業をする必要がなくなった。

### インターネットバンキングを導入

小 中 高 特支

**取組内容** ・ 支払が発生するたびに業者を学校に呼び、その場で現金で支払いを行っていたものをインターネットバンキングによる口座振替での支払いに変更した。

**削減時間**  
※担当1人あたりの目安  
・ 1.5時間 × 5日間 × 集金5回 = **37.5** 時間/年

**導入効果**  
・ 担当が現金を扱わなくてよくなった。  
・ 現金支払による現金取扱の心理的負担や、金融機関から出金して支払いする間の現金事故の恐れがなくなった。  
・ 現金集金による保護者及び教員の負担軽減と「[タイトルなし]」のリスクの低減が図れた。

**課題**  
・ 保護者への口座振替の手続きから収納の準備に時間を要する。

**事例提供校からの声**  
・ 各業者に、早めに口座振替の連絡を行った。  
・ 個別でフォローを行った。





### 学校徴収金システムによる口座振替を導入

小 中 高 特支

- 現金を生徒に持たせて集金していたものを「学校徴収金システム」を導入し、原則口座振替（引落）へと変更した。

#### 削減時間

※担当者1人あたりの目安

- 日 10分×年 200日 = **33** 時間/年

#### 事例提供校からの声

##### 導入効果

- 担当が現金を扱わなくてよくなった。
- 現金支払による紛失や盗難への不安やリスクが低減できた。
- 全国の主要な金融機関をはじめ、ネット銀行など幅広く利用できるようになった。

##### 課題・対応

- 口座振替されない・できない保護者がいる ▲
- コンビニ納付書での対応を行なった。



# (参考) 学校の働き方改革事例集より③

P.122

## 家庭での直接購入へ転換

小・中・高・特支

### 取組内容

- ・ 絵の具セットなど、各児童生徒がカタログから選び、学校で取りまとめて購入していたものを各家庭で量販店やネット通販にて購入に変更した。

### 削減時間

※担当1人あたりの目安

- ・ 2時間×集金2回 = **4.0** 時間/年

### 事例提供校からの声

- ・ 担当が現金を扱わなくてよくなった。
- ・ 児童生徒は、多くの選択肢のなかから、好きなものを選択できるようになった。

### 課題

- ・ 購入するまでに時間がかかる。

### 対応

- ▶ 各家庭に、早めに連絡を行った。
- ▶ 購入が必要なものの一覧を、4月の段階で提示した。

## 保護者が業者へ直接発注へ転換

小・中・高・特支

### 取組内容

- ・ 保護者が学校に来る行事の日に業者を学校に呼び、その場で教材の申し込みを行った。

### 削減時間

※担当1人あたりの目安

- ・ 2時間×集金2回 = **4.0** 時間/年

### 事例提供校からの声

- ・ 担当が現金を扱わなくてよくなった。

[タイトルなし]

### 課題

- ・ 学校に来られない保護者がいる。

### 対応

- ▶ 個別でフォローを行った。



# 住民基本台帳ネットワークシステムにおける 本人確認情報に係る「プッシュ型通知」の導入

(管理番号68)



令和5年9月  
総務省自治行政局住民制度課

回答

・住基ネットのプッシュ型通知の実現に当たっては、プッシュ型通知対象者を特定するために、対象者のマイナンバーを取得することが必要となること

・マイナンバーの取得により、現行の住基ネットにおいても最新の納税者情報の取得が可能となり、支障事例に関して一定の負担軽減が図られる見込みであると考えると考えられること

以上のことから、本提案については、提案団体におけるマイナンバー取得後のニーズ、全体の費用対効果などを勘案した上で、検討されるべきものと考えます。

< 論点 >

プッシュ型通知の実施に当たっては、J-LISに以下の情報を事前に登録する必要があると考えられる。

〔 ・プッシュ型通知を実施する事務

・事務毎の対象者に関するマイナンバー（住民票コード）または住民基本台帳に記載されているものと同一の4情報（氏名・住所・生年月日・性別）

J-LISにプッシュ型通知を実施する事務の対象者情報が集約されることをどのように考えるか。

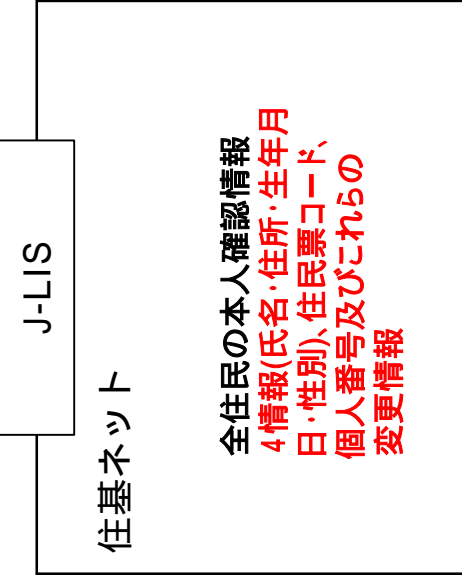
上記の考え方を整理した上で、提案団体におけるマイナンバー取得後のニーズ、全体の費用対効果などを勘案し、実現について検討されるべきものと考えられる。

# 分権提案（管理番号68）に係る論点

## 現行

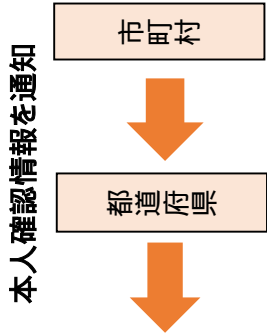
利用機関A（税務事務）

| 氏名   | 住所     | 生年月日    | 性別  |
|------|--------|---------|-----|
| 総務太郎 | 東京都... | 1994... | 男   |
| 住民花子 | 東京都... | 1964... | 女   |
| 番号次郎 | 東京都... | 1980... | 男   |
| ...  | ...    | ...     | ... |



4情報やマイナンバー本人確認情報を照会

本人確認情報を提供



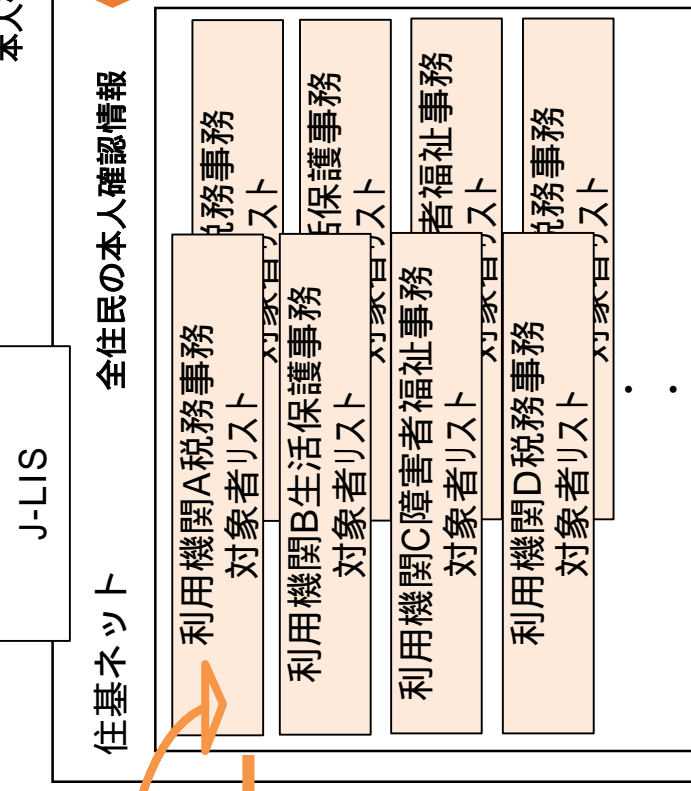
## コンピュータ型通知実現後

利用機関A（税務事務）

| 氏名   | 住所     | 生年月日    | 性別  |
|------|--------|---------|-----|
| 総務太郎 | 東京都... | 1994... | 男   |
| 住民花子 | 東京都... | 1964... | 女   |
| 番号次郎 | 東京都... | 1980... | 男   |
| ...  | ...    | ...     | ... |

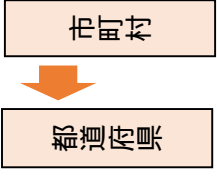
利用機関B（生活保護事務）

対象者リスト



事前にプッシュ型通知の対象者情報を登録

登録している対象者の本人確認情報に変更等があった場合にプッシュ型で提供





## (参考) マイナンバーによるJ-LIS照会について

### 4 情報照会

4 情報(氏名・住所・生年月日・性別)により、J-LIS照会を行う方法。

利用機関が保有する情報が保有する情報と住基ネットが保有する情報に表記ゆれがある場合、住所等が表記ゆれしている情報が提供されることがあり、対象者の情報かどうか利用機関側で確認が必要なる場合がある。

< 利用機関 >

| 名前   | 住所                      |
|------|-------------------------|
| 渡邊太郎 | 東京都千代田区<br>霞ヶ関1 - 2 - 1 |

< 住基ネット >

| 名前   | 住所                      |
|------|-------------------------|
| 渡邊太郎 | 東京都千代田区<br>霞ヶ関1 - 2 - 1 |

### マイナンバー照会

マイナンバーにより、J-LIS照会を行う方法。

利用機関が保有する情報と住基ネットが保有する情報に表記ゆれがある場合でも、マイナンバーにより対象者を一意に特定することが可能。

< 利用機関 >

| 名前   | 住所                      | マイナンバー      |
|------|-------------------------|-------------|
| 渡邊太郎 | 東京都千代田区<br>霞ヶ関1 - 2 - 1 | 12345678901 |

< 住基ネット >

| 名前   | 住所                      | マイナンバー      |
|------|-------------------------|-------------|
| 渡邊太郎 | 東京都千代田区<br>霞ヶ関1 - 2 - 1 | 12345678901 |